

ID: 3037

担当部署: 産業課

処分の概要	生産事業者の登録及び登録証の交付
法令名称 根拠条項	林業種苗法 第10条第1項及び第12条第1項
法令番号	昭和45年法律第89号
<p>【基準】</p> <p>法第10条及び第12条第1項の規定による。 (生産事業者の登録)</p> <p>第10条 生産事業を行おうとする者は、その住所地(法人にあつては、その主たる事務所の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。</p> <p>2 前項の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 生産事業の内容</p> <p>(3) 事業所の名称及び所在地</p> <p>(4) 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所</p> <p>(5) 生産事業の開始年月日</p> <p>(6) 生産事業に従事する者で次項第3号イの講習会の課程を修了したものの氏名及び住所</p> <p>(7) その他農林水産省令で定める事項</p> <p>3 都道府県知事は、前項の申請書を提出した者が次の各号の一に該当する者である場合を除き、政令で定めるところにより、遅滞なく、その登録をしなければならない。</p> <p>(1) この法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者</p> <p>(2) 第15条第1項の規定により登録の取消しを受けた日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 次に掲げる者以外の者</p> <p>イ 都道府県知事が種苗の生産、流通等に関し必要な知識を修得させることを目的として行なう講習会の課程を修了した者</p> <p>ロ イに掲げる者以外の者であつて、その生産事業に従事する使用人その他の従業者としてイの講習会の課程を修了した者を置くもの(その置かれる当該講習会の課程を修了した者のすべてが前2号のいずれかに該当するものを除く。)</p> <p>(登録証の交付及び備付け等)</p> <p>第12条 都道府県知事は、第10条第1項の登録をしたときは、当該登録を受けた者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。</p> <p>(1) 登録番号及び登録年月日</p> <p>(2) 氏名又は名称及び住所</p> <p>(3) 生産事業の内容</p> <p>(4) 事業所の名称及び所在地</p> <p>(5) 生産事業に係る種苗の採取又は育成の場所</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和7年6月1日	最終変更年月日	年 月 日